

先進自治体の取り組み

1 千代田区（東京都）

(1) 根拠条例

安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例

(2) 過料徴収開始時期

平成 14 年

(3) 過料の額

2,000 円

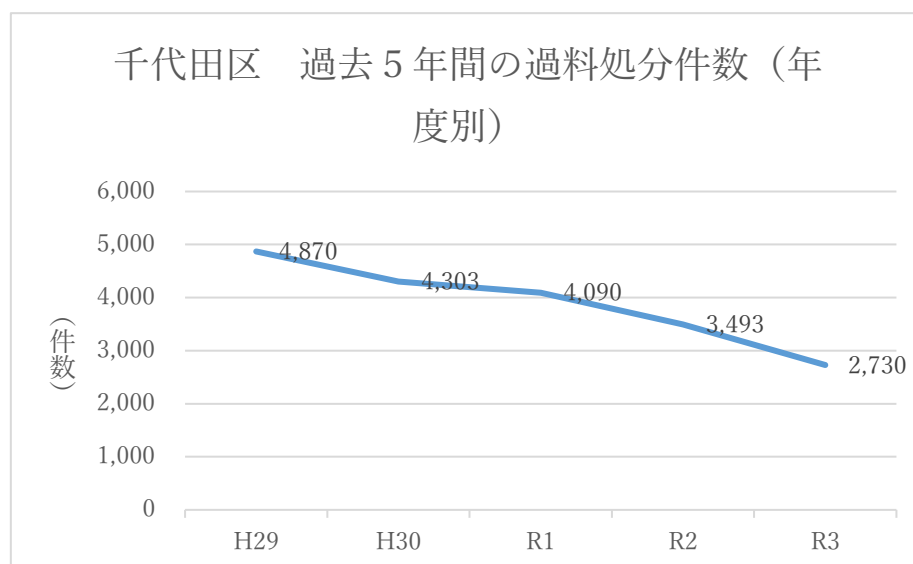
(4) 喫煙に関する罰則等

区域	禁止事項	罰則等
区内全域	公共の場所での吸い殻や空き缶等のポイ捨て	改善命令(生活環境を著しく害している場合)
路上禁煙地区 (区内全域)	道路上および区長が特に必要があるとする公共の場所における喫煙、吸い殻のポイ捨て	2 万円以下の過料（現在は 2,000 円）
環境美化・浄化推進モデル地区（区内 10 地区）	公共の場所での吸い殻や空き缶等のポイ捨て	改善命令(生活環境を著しく害している場合)

(5) 過料徴収方法

区の職員が告知し、納付書または直接その場で徴収。

(6) 過料処分件数



(7) 喫煙所の設置

公共喫煙所 167 か所（公衆喫煙所 67 か所、民間喫煙所 100 か所）

(8) 路上喫煙禁止等の表示

平板（ガードレールなど）、立て看板、自立型表示、路面表示（タイル）等を設置。

2 柏市（千葉県）

(1) 根拠条例

柏市ばい捨て等防止条例

(2) 過料徴収開始時期

平成17年

(3) 過料の額

2,000 円

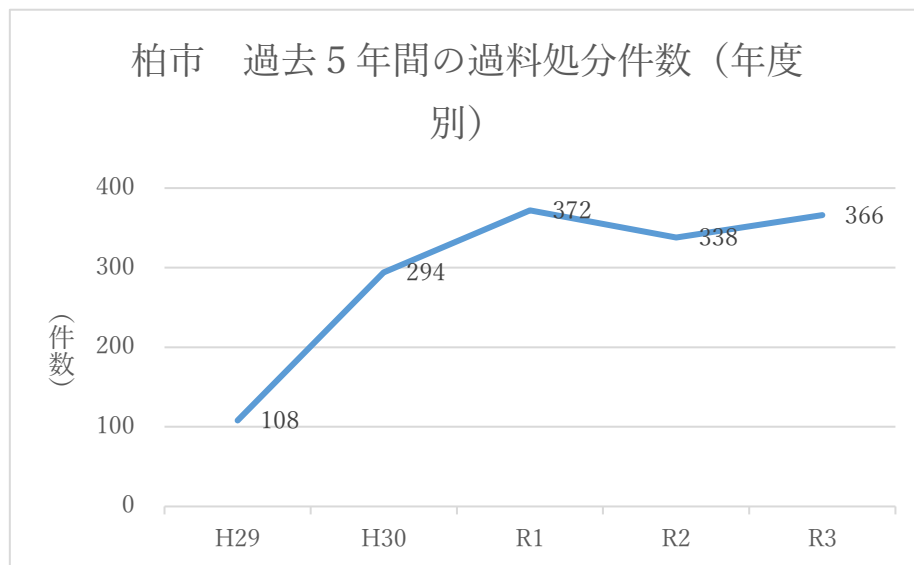
(4) 喫煙に関する罰則等

区域	禁止事項	罰則等
市内全域	公共の場所での吸い殻や空き缶等のポイ捨て、携帯用灰皿を使用しない等の路上喫煙	勧告
禁煙等強化区域（柏駅周辺）	空き缶等のポイ捨て、路上喫煙	1万円以下の過料（現在は2,000円）

(5) 過料徴収方法

路上喫煙等防止指導員と指導員補助が条例内容を説明のうえ、2人1組で徴収。

(6) 過料処分件数



(7) 喫煙所の設置

なし

(8) 路上喫煙禁止等の表示

歩道等に路面シールや立て看板等を設置。